

**令和2年8月8日（土）**

**全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第11回）における**

**丸山知事発言（要旨）**

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

1点目は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額について、「協力金」を支給せざるを得なくなっている感染拡大地域は財政的に大変だと思うが、感染を抑制している地域についても、学校を中心とした感染防止のための施設・設備整備や、飲食店等の店舗改装に対する支援など、感染を抑制するための財政負担が多分に生じているので、そういった観点からも、この交付金の増額が必要だということを（全国知事会として）訴えていただきたい。

2点目は、法規制の関係について、政府が一番渋っていると思われる「協力金」の制度化は、大きな財政負担を伴うため、それを抑制するためにも、「協力金」を支給しなければならない事態が生じないように、法規制をきちんと設定するということが必要である。

協力金の制度化もしたくない、法規制もしたくない、ということは相反することであり、早急に法改正を実現していただきたいということを、（全国知事会として）訴えていただきたい。

3点目は、重点医療機関（新型コロナ患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）の指定要件が、「病棟単位」（での空床確保）に著しく制限されており、病院の規模が大きくない島根のような地域では、病棟単位で空床の確保を、と言われても、対応できない医療機関がたくさんあるため、この要件が継続されると、損をしてでも、コロナ対策の医療に協力しなければならない、という状況になりかねないので、この要件の弾力化は必須である。

4点目は、民間金融機関を活用した制度融資の融資枠について、現行4000万円の引上げを提言に盛り込んでいただき感謝申し上げます。

一方で、政府系金融機関は（融資枠が）2億円となっており、融資枠4000万円の民間の制度ではとても借換えができない、という状況は改善する必要があり、この引上げについては、大幅な引上げが必要である。

## 2. 政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で示された、感染状況を表す「ステージ」の分け方について

「ステージ」の分け方について、「ステージⅣ」の段階で緊急事態宣言を使うとされているが、本当にそれでいいのだろうかと思う。

緊急事態宣言下で使える機能、権限はたくさんあり、それを全部使うことを前提として、「ステージⅣ」でしか使わない、となっているが、例えば、「ステージⅢ」で、ガイドラインを遵守していない、酒類の提供を行う飲食店の休業要請を行うのであれば、緊急事態宣言を出した上で、特措法第45条第2項に基づいて、店名公表まで含めて実施するということがより効果的である。

したがって、抑制的に使うことを視野に入れて、緊急事態宣言を「ステージⅢ」から使うことも考えるべきである。